

(写)

三豊市立学校の適正規模・適正配置について

(答申)

平成 23 年 3 月

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会

目 次

1 三豊市立学校の園児・児童・生徒数の推移	1
2 三豊市立学校の現状	2
(1) 学校数、園児・児童・生徒数、学級数	2
(2) 学校規模	3
3 三豊市立学校の課題	5
4 学校適正規模・適正配置の基本的考え方	5
(1) 適正規模	7
(2) 適正配置	9
(3) 地域社会	10
(4) 財政	10
5 三豊市立学校再編の具体的方策について	11
(1) 三豊市立学校再編整備の進め方	11
(2) 三豊市立小学校の再編整備の具体的方策	13
資料－1 三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例	14
資料－2 三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿	16
資料－3 三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会の審議経過	17

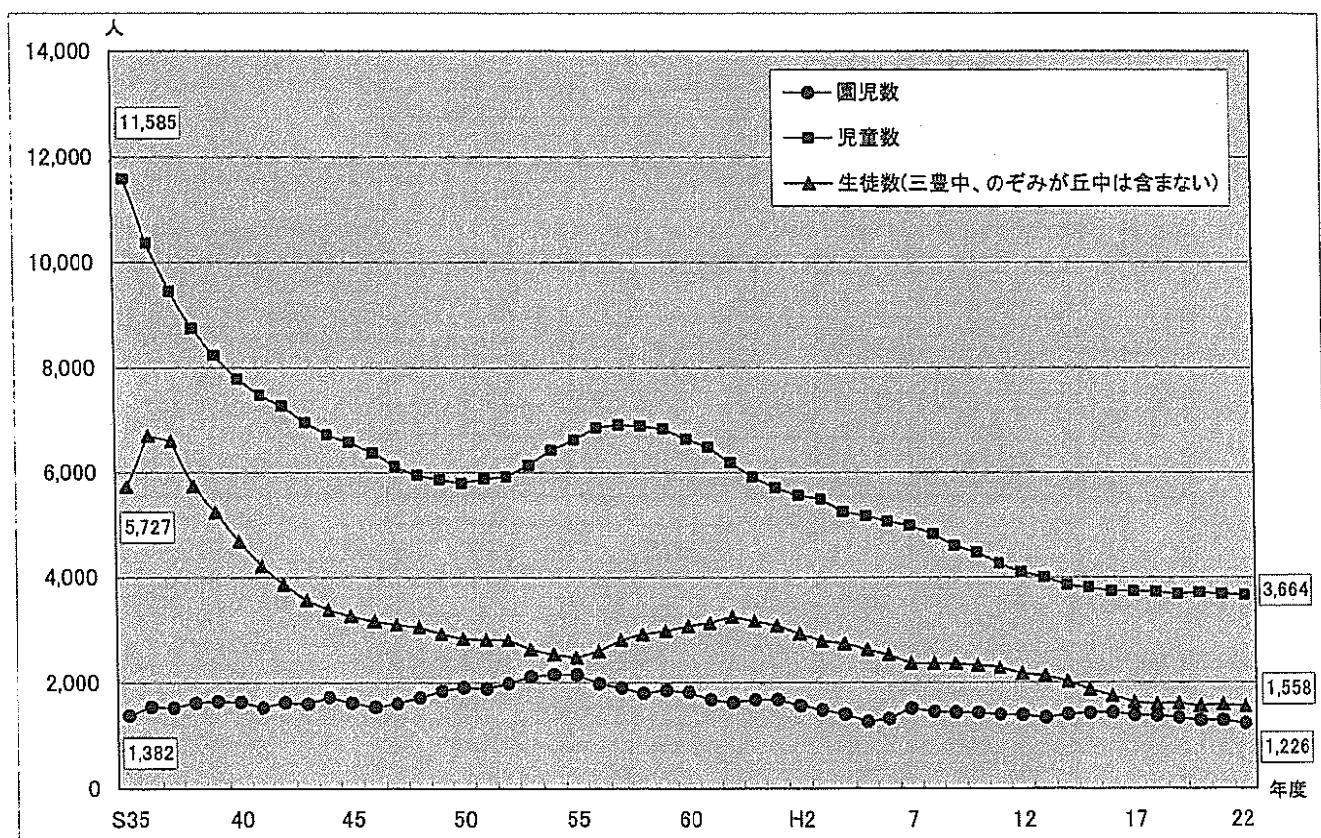
1 三豊市立学校の園児・児童・生徒数の推移

三豊市は平成18年1月に高瀬町、山本町、三野町、豊中町、詫間町、仁尾町、財田町の7町が合併して誕生した。

面積は県下2位、人口では3位の自治体となったが、少子化の進行により、児童・生徒数の減少が深刻な状況となっている。

今から50年前の昭和35年には、小学校の児童数は11,585人、中学校の生徒数は5,727人(※1)であったが、平成22年5月1日現在、児童数は約3分の1の3,664人、生徒数は約4分の1の1,558人(※2)にまで減少している。さらに、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、25年後の平成47年には児童・生徒数ともに現在の約2分の1にまで減少することが予測されている。

【表1】園児・児童・生徒数推移(※3)



※1、2：生徒数に、三豊中学校(三豊市・観音寺市学校組合立)、高瀬のぞみが丘中学校(県立)は含んでいない

※3：園児数については、出生数が減少したものの、幼稚園の保育年数が1年から3年に段階的に延びたことや、保育所入所者の増加などの要因により、ほぼ横ばいとなっている。

2 三豊市立学校の現状

(1) 学校数、園児・児童・生徒数、学級数

三豊市の市立学校数は、幼稚園 21 園、小学校 26 校、中学校 7 校であるが、詫間町の粟島幼稚園・小学校・中学校が休園・休校となっており、現在運営されているのは、幼稚園 20 園、小学校 25 校、中学校 6 校となっている。山本町の三豊中学校は、三豊市・觀音寺市学校組合によって運営されている。

各校(園)の園児・児童・生徒数及び普通学級数は【表 2】のとおりである。

【表 2】市立学校の園児・児童・生徒数、普通学級数一覧

(平成 22 年 5 月 1 日現在)

町	幼稚園			小学校			中学校			
	園名	園児数	学級数	校名	児童数	学級数	校名	生徒数	学級数	
高瀬	上高瀬	78	4	上高瀬	214	7	高瀬	419	12	
	勝間	58	3	勝間	204	7				
	比地二	70	4	比地	178	7				
	二ノ宮	50	3	二ノ宮	109	6				
	麻	53	3	麻	126	6				
山本	辻	43	3	辻	101	6	学校組合立 三豊 ※2	431 (195)	12	
	河内	15	3	河内	50	6				
	大野	34	3	大野	127	6				
	神田	18	3	神田	62	6				
三野	大見	72	3	大見	186	6	三野津	252	8	
	下高瀬	58	3	下高瀬	209	6				
	吉津	57	3	吉津	168	6				
豊中	豊中	264	11	桑山	138	6	豊中	291	9	
				比地大	95	6				
				笠田	143	6				
				上高野	132	6				
				本山	146	6				
詫間	松崎	41	3	松崎	168	6	詫間	326	10	
	詫間	95	6	詫間	499	17				
	大浜	6	1	大浜	34	5				
	箱浦	3	1	箱浦	20	5				
	栗島	休園		栗島	休校		栗島	休校		
仁尾	平石	111	6	仁尾	320	12	仁尾	168	6	
	曾保	12	2	曾保	38	6				
財田	財田	88	5	財田上	108	6	和光	102	4	
				財田中	89	6				
合計	※1	21園	1,226	73	26校	3,664	168	7校	1,558	49

※1 合計数には休園・休校も含む。三豊中学校は含まない。

※2 三豊中学校の生徒数欄の()内は三豊市在住の生徒数を表している。

(2) 学校規模

小・中学校の規模は、学校教育法施行規則第41条・第79条で「12学級以上18学級以下を標準とする。」と規定されている。

また、文部省(現文部科学省)の資料では【表3】のとおり学級数により学校規模を分類しており、三豊市の小・中学校をこの基準で分類してみると【表4】のようになる。

【表3】学級数による学校規模の分類(昭和59年文部省助成課「これからの中学校施設づくり」資料より)

学校規模	過小規模	小規模	適正規模	大規模		
				統合の場合適正		過大規模
学級数	1~5	6~11	12~18	19~24	25~30	31以上

【表4】平成22年度の三豊市立小・中学校 規模分類図

小学校 ()は特別支援学級数							学校規模	普通学級数	中学校 ()は特別支援学級数			
児童数									生徒数			
箱浦 20												
	大浜	曾保(1)	河内				過小	1 2 3 4 5	和光(2) 102			
	34	38	50						仁尾(2) 168			
神田 62 麻(2) 126	財田中 89	比地大 95	辻(2) 101	財田上(2) 108	二ノ宮(1) 109				三野津(3) 252			
	大野(2) 127	上高野(2) 132	桑山(1) 138	笠田(1) 143	本山 146				豊中(2) 291	詫間(2) 326		
	吉津(1)	松崎(2)	大見(1)	下高瀬(2)					学校組合立三豊(2) 431(市内195)			
	168	168	186	209					高瀬(3) 419			
		比地(1)	勝間(3)	上高瀬(2)								
			178	204	214							
				仁尾(2) 320			適正	12 13 14 15 16 17				
	詫間(3) 499							过大	19 30 31			

* 学級数は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいた学級編制を行った場合の学級数のため、実際の学級数とは異なる。

【表4】のとおり、三豊市立小学校 25 校のうち、適正規模校は詫間小学校、仁尾小学校のわずか 2 校であり、小規模校が 19 校、過小規模校が 4 校となっている。現在、過小規模の 4 校については、市費の講師を配置するなどして、できるだけ複式学級の解消を図っている状況である。

中学校についても、6 校中、適正規模校は高瀬中学校 1 校のみとなっており、小規模校が 4 校、過小規模校が 1 校となっている。現在、過小規模校の和光中学校は 4 学級となっており、近い将来 1 学年 1 学級、全校 3 学級の中学校となる見込みである。

平成 22 年 5 月 1 日現在の児童・生徒数と 0~5 歳児数から推計した将来の児童・生徒数をみても、今後、小規模化がますます進行することは明らかである。

【表5】児童数の将来推計(平成 22 年 5 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく)

町	小学校	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
高瀬	上高瀬	215	212	208	200	197	201	196
	勝間	207	202	183	174	172	161	161
	比地	178	188	186	169	179	170	174
	ニノ宮	107	112	120	118	117	110	99
	麻	125	120	125	123	123	129	128
	小計	832	834	822	784	788	771	758
山本	辻	101	102	105	103	112	113	104
	河内	46	45	44	50	48	45	42
	大野	127	119	106	103	104	99	99
	神田	59	54	56	51	45	45	48
	小計	333	320	311	307	309	302	293
三野	大見	190	194	195	185	174	173	158
	下高瀬	218	200	199	198	195	184	174
	吉津	161	153	155	155	144	152	138
	小計	569	547	549	538	513	509	470
豊中	桑山	137	141	158	147	141	130	131
	比地大	98	101	87	86	80	73	66
	笠田	141	136	126	124	118	123	121
	上高野	135	123	118	124	115	108	104
	本山	146	137	133	126	128	122	117
	小計	657	638	622	607	582	556	539
詫間	松崎	162	159	149	154	143	145	142
	詫間	504	481	477	456	425	410	384
	大浜	36	26	25	25	23	24	22
	箱浦	23	22	17	18	16	19	21
	小計	725	688	668	653	607	598	569
仁尾	仁尾	322	308	297	280	261	243	222
	曾保	41	38	35	32	29	24	20
	小計	363	346	332	312	290	267	242
財田	財田上	107	108	109	105	104	107	102
	財田中	93	87	94	92	87	86	89
	小計	200	195	203	197	191	193	191
合 計		3,679	3,568	3,507	3,398	3,280	3,196	3,062

※ 住民基本台帳に基づいて集計しているため、【表2】の児童数とは一致しない。

【表 6】生徒数の将来推計(平成 22 年 5 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく)

町	中学校	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
高瀬	高瀬	436	447	448	442	421	408	390	413	414	394	375	357	364
山本	三豊	196	195	173	182	173	173	151	147	138	156	162	164	137
三野	三野津	263	268	271	270	286	272	299	261	277	239	252	232	231
豊中	豊中	296	309	329	334	337	329	323	301	293	284	281	263	255
詫間	詫間	343	367	373	367	357	364	358	331	304	295	276	294	274
仁尾	仁尾	173	188	189	201	184	175	162	162	157	150	128	110	92
財田	和光	108	115	100	107	95	100	93	100	103	104	91	90	87
合 計		1,815	1,889	1,883	1,903	1,853	1,821	1,776	1,715	1,686	1,622	1,565	1,510	1,440

※ 住民基本台帳に基づいて集計しているため、【表 2】の生徒数とは一致しない。

三豊中学校は観音寺市在住の生徒を含んでない。

3 三豊市立学校の課題

三豊市立学校の大半を占める小規模校は、児童生徒一人ひとりに目が届き、きめ細かな指導ができる、教員や保護者も含めて互いの結びつきが深くなることにより一体感を持った学校運営ができるなどの良い点も多くある反面、多様な考え方に対する機会や学びあいの機会、良い意味での競争や切磋琢磨する機会が少ないため、児童生徒をたくましく育てることが難しいと言える。

本来、学校には知・徳・体の基礎・基本の徹底によるバランスのとれた教育により、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、集団の中で多様な考え方や個性をもつ児童生徒が互いに学びあい、認め合い、協力しあい、時には競い合い、社会性や協調性を培うことにより、社会の変化にしなやかに対応できる「生きる力」を身につけることが求められる。

しかしながら、三豊市立学校は今後も小規模化することが予想されるだけに、「将来にわたって子どもが生きる力を培うことができる教育環境を保障する」ことは私たち市民の責務であり、学校の適正規模・適正配置が喫緊の課題となっている。

4 学校適正規模・適正配置の基本的考え方

学校適正規模・適正配置を検討するにあたっては、学校は子どもの学習の場であるという教育的観点を第一に考えていかなければならない。しかし、学校は地域の文化の拠点となる施設であり、精神的支柱という側面も持っております、地域を無視して論することはできない。また、学校運営経費の多くは公金から賄われております、学校運営の効率化や市の財政状況という観点も忘れてはならない。

そこで本検討委員会では、【表 7】に示すとおり、三豊市全体に共通したルール作りを根底に、適正規模・適正配置、地域社会、財政の 4 つの観点から検討を行った。

なお、幼稚園については平成 21 年 1 月に三豊市就学前教育・保育検討委員会から答申が出され、適正規模や通園区などについての考え方示されているので、本検討委員会では小・中学校に重点を置き審議を行った。

【表7】学校適正規模・適正配置の基本的考え方

観点	考　え　方
基本	三豊市全体に共通する基準を作る
適正規模	<p>国・県の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校はクラス替えが可能な1学年2学級以上、6学年12学級以上とする ・中学校はクラス替えが可能な1学年2学級以上、かつ、主要5教科で複数の教員を配置しやすい3学年9学級以上とする <p style="text-align: center;">↓ 国・県の基準を尊重するが、三豊市の状況を考慮した上で、望ましい 規模を検討する</p> <p>三豊市の付帯基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校規模の下限 (1学年単学級、1学級20人、全校120人)
	<p>小学校は、複式学級編制対象校(過小規模校)の解消を最優先とする</p> <p>幼稚園は就学前教育・保育検討委員会の答申に基づいて検討する</p>
適正配置	<p>7町に最低1小学校、1中学校を基本とする</p> <p>通学区域は旧町単位を基本として考える</p> <p>地域の実情や通学距離により、調整区域(※1)を設けるなど弾力的な運用も検討する</p> <p>小学校の通学距離はおおむね4km以内が望ましい。統合により通学距離が2.5km以上になる児童については、スクールバス等の通学支援策を講じる</p> <p>中学校の通学距離はおおむね6km以内が望ましい。6kmを超える生徒については必要に応じて通学支援策を講じる</p>
地域社会	<p>子どもたちの教育環境整備を最優先に検討するが、学校は地域のよりどころであるので、統合後は学校に代わる公民館等のコミュニティ活動の充実を図る</p> <p>地域住民の活動の場や地域の活性化・発展のために跡地・施設の有効な活用方法を市全体で総合的に検討する</p> <p>学校をむら単位からまち単位へ転換する</p>
財政	<p>効率化より教育環境の整備を優先する</p> <p>集約により財政の効率化を図り、浮いた財源を子どもたちの教育に還元する</p> <p>既存施設の利用だけでなく、新設校の設置についても検討する</p> <p>校舎建築の場合は、耐用年数、幼稚園等の整備も検討し、財政的、事務的に可能な計画をたてる</p> <p>合併特例債(※2)の活用も視野に入れ、財政担当と十分に協議する</p> <p>経費の公平を図る(小規模校、大規模校での児童生徒1人当たりの経費の差が大きい)</p>

※1 調整区域：通学距離などを考慮し、保護者の申請により指定校の変更ができる区域のこと

※2 合併特例債：市町村建設計画に基づく事業の財源として、合併後10年間に限り、借り入れることができる財政的に有利な地方債

(1) 適正規模

ア 望ましい学校規模

学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定されており、中学校についても同規則第79条において、この規定を準用するとされている。

また、平成20年3月に香川県と香川県教育委員会が策定した『小中学校の望ましい学校規模について(指針)』では、小学校は12学級以上、中学校は9学級以上が望ましいとされている。

本検討委員会では、これらの規定や考え方、さらには学校視察により見えてきた学校規模によるメリット・デメリット、地域性など三豊市の実情も考慮し、三豊市的小・中学校の望ましい規模を下記のとおりと考える。

《小学校》

クラス替えが可能な1学年2学級以上、6学年12学級以上

《中学校》

クラス替えが可能な1学年2学級以上、かつ、主要5教科(国語、社会、数学、理科、英語)で複数の教員を配置しやすい3学年9学級以上

《幼稚園》

平成21年1月、三豊市就学前教育・保育検討委員会答申において、幼稚園の適正規模は次のとおりとされている。

望ましい学級数：各年齢1～2学級

1 幼稚園の園児数：80～120人

イ 望ましい規模に満たない学校について

《小学校》

現在、三豊市において上記の望ましい規模に該当するのは25校中2校のみであるが、小規模校にあっても、各校の努力や創意工夫により、高い教育水準を維持しながら学校経営がなされている。

しかし、小規模化が著しく、指導面や運営面の工夫、努力だけで対応していくことが困難である場合には、統合等により規模の適正化を図る必要があると考え、小規模校の下限を設けることとした。その基準として、学級の中に複数の小グループを形成できたり、多様な意見が出たり、授業の効果的な展開が図れる規模、豊かな人間関係を構築できる規模、運動会や文化祭等の学校行事である程度の活性化が図れる規模などを総合的に勘案し、少なくとも1学級20人以上の児童を確保することが望ましいと考えた。

したがって、小学校規模の下限を下記のとおりとする。

小学校規模の下限：1学年単学級、1学級20人、全校120人

《中学校》

現在、三豊市において、望ましい規模に該当するのは6校中3校である。中学校は、小学校よりもさらに大きな集団の中で多様な人間関係を経験することが社会性や自立心を培う上で重要なと考える。しかし、三豊市の地理的条件、地域的特性等を考えると、町の枠を越えた中学校の統合は難しく、前頁に示した望ましい規模に届かなくてもやむをえないと考える。

ただし、小規模化に伴って必要教員数の確保が困難となる場合には、今後の生徒数の推移や生徒、保護者、地域住民の意見などを見守りながら、将来的には三豊市教育委員会において統合についての検討をしていく必要があると考える。

(2) 適正配置

ア 適正配置の基準

三豊市は7町が合併して誕生した市であり、旧町にはそれぞれに小・中学校が設置されており、地域の子どもたちが通学している。学校は地域のコミュニティづくりの核としての役割を果たしており、新たな市となった今もその重要性は変わっていない。

このため、小・中学校の通学区域は、地域の実情や歴史的な背景を考慮して、次のとおり、三豊市の基準を設けることとした。

- ・7町に最低1小学校、1中学校を基本とする。
- ・通学区域は旧町単位を基本として考える。

しかし、地区によっては他町の学校の方が近いというケースも考えられるため、地域の実態や通学距離によって、調整区域を設けるなど弾力的な運用も検討する必要がある。

イ 通学距離について

通学距離は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号において、適正な規模の条件は、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。」と規定されている。

現在、三豊市のほとんどの小・中学校でこの条件を満たしているが、小学校が統合された場合、遠距離通学となる児童がでてくることが考えられる。そこで、通学距離については小・中学校とも国の規定を基準とするが、三豊市の地理的条件を考慮し、統合後に通学距離が一定距離を超える児童については、スクールバス等の通学支援が必要と考える。

中学校については、各町に1中学校を存続させる場合、統合の必要はないが、一定の距離を超える遠距離通学をしている生徒については、必要に応じて通学支援策を講じる必要がある。

《小学校》

- ・通学距離はおおむね4km以内が望ましい。
- ・統合により通学距離が2.5km以上となる児童については、スクールバス等の通学支援策を講じる。

《中学校》

- ・通学距離はおおむね6km以内が望ましい。
- ・通学距離が6kmを超える生徒については、必要に応じて通学支援策を講じる。

《幼稚園》

平成21年1月、三豊市就学前教育・保育検討委員会答申において、幼稚園の通園区は小学校区と同じが望ましいという考えが示されている。

なお、通学支援の内容については、三豊市教育委員会において通学距離や通学時間が児童生徒の心身に与える影響や、安全確保等を十分に考慮して検討していただきたい。

(3) 地域社会

子どもたちを育成する基盤は学校だけではなく、家庭や地域も重要な役割を果たしている。また、学校は生涯学習や地域コミュニティの拠点としての機能を担ってきた歴史があり、学校と地域社会は相互に深い関わりを持っている。

統合が実施される地域においては、今まで培ってきたコミュニティを大事にしながら、新しい学校区になってもそれが損なわれることなく、将来にわたって活力のある良好なコミュニティ作りができるよう公民館活動等の充実を図る必要がある。

また、学校の跡地や施設については地域住民の活動の場や地域の活性化・発展のため、有効な活用方法を市全体で総合的に検討する必要があると考える。

(4) 財政

三豊市立学校で学ぶ児童生徒にとって、安心・安全で学び舎としての学習環境を提供できることを教育環境整備の基本とする。そのために適正な規模や配置について検討を行ってきたが、状況によっては既存校舎の活用、さらに新築も想定し、検討する必要がある。

施設整備には相当な経費を要すると思われる所以、三豊市教育委員会においては、市の財政当局と十分に協議の上、合併特例債の活用も視野に入れ、財政的に可能な再編計画を立てていただきたい。

また、現在、学校規模により児童生徒一人当たりの経費に著しい不均衡が生じているが、教育環境の整備に取り組むことによって、その解消にもつながり、結果として財源的に効率化が図られた場合は、子どもたちの教育に還元することが可能になると考える。

5 三豊市立学校再編の具体的方策について

(1) 三豊市立学校再編整備の進め方

本検討委員会では、前項で示した適正規模・適正配置の基本的考え方に基づき、三豊市立学校再編の具体的方策を検討するにあたっての基準を次のとおり定めた。

ア 望ましい学校規模

- ・小学校はクラス替えが可能な 1 学年 2 学級以上、6 学年 12 学級以上
- ・中学校はクラス替えが可能な 1 学年 2 学級以上、かつ、主要 5 教科で複数の教員を配置しやすい 3 学年 9 学級以上

三豊市の付帯基準

- ・小学校規模の下限は、1 学年単学級、1 学級 20 人、全校 120 人とする。
- ・7 町に最低 1 小学校、1 中学校を基本とする。

イ 再編の進め方と手順

- ① 複式学級編制対象となる小学校の解消を最優先とする。

現在、複式編制対象学級があり、今後児童数の増加が見込めない小学校については、同じ町内の近隣の小学校と統合する。

- ② 全校 120 人未満の小学校を統合し、望ましい規模に近づける。

3 年間、児童数 120 人を下回る状態が続き、今後増加が見込めない小学校については、同じ町内の近隣の小学校と統合する。

- ③ 校舎の規模や耐用年数も考慮し、今後の計画も見越した上で、必要に応じ新校舎の建築を検討する。

- ④ 中学校については 1 町に 1 中学校を基本としているので、当面の間、統合は行わない。

- ⑤ 幼稚園については、平成 21 年 1 月に三豊市就学前教育・保育検討委員会から出された答申を尊重する。

ウ 見直し期間

平成 22 年 5 月 1 日現在の住民基本台帳及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口から三豊市の児童・生徒数予測を行い、これを基に再編整備を計画した。ただし、あくまでも予測であるため、おおむね 10 年ごとに見直し期間を設け、児童・生徒数の状況や社会情勢を考慮して計画の見直しを行う必要がある。

なお、児童・生徒数の激変、個々の計画の大幅な変更、法改正等の特別な事情が起きた場合には、隨時見直しを図る必要があると考える。

エ 統合に要する期間設定

統合には既存の学校施設をそのまま利用できる場合と増築が必要な場合、新設校を建築する場合が考えられる。それぞれに要する期間は先進事例等を参考にし、【表 8】を標準として設定した。

【表 8】統合期間の目安

統合の種別	期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
既存施設利用統合 (増築等なし)	2年	説明	準備	実施					
増築統合	4年	説明	実施 設計	工事	工事	実施			
新設統合	7年	説明	基本 設計	用地 取得	用地 取得	実施 設計	工事	工事	実施